

第3章 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果を下記に示す。なお、対象事業実施区域⁽¹⁾を含む周辺市区⁽²⁾は、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の5区とした。

⁽¹⁾ 「対象事業実施区域」：本章のみ「対象事業実施区域」は、方法書と同様に設定して記載した。

⁽²⁾ 「対象事業実施区域を含む周辺市区」：地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とし、対象事業実施区域及びその周囲に位置する市区のデータとした。

3-1 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況

3-1-1 自然的状況

項目		概況										
気象		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に最も近い気象官署である横浜地方気象台の過去10年間（平成15年～平成24年）の観測結果は以下に示すとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年平均気温</th> <th>年間降水量</th> <th>年平均相対湿度</th> <th>年間日照時間</th> <th>年平均風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.2℃</td> <td>1801.9mm</td> <td>65%</td> <td>2002.0時間</td> <td>3.5m/s</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲⁽³⁾の防災気象観測所の年間降水量（平成24年）は、約1,394mm～約1,833mmとなっている。 	年平均気温	年間降水量	年平均相対湿度	年間日照時間	年平均風速	16.2℃	1801.9mm	65%	2002.0時間	3.5m/s
	年平均気温	年間降水量	年平均相対湿度	年間日照時間	年平均風速							
16.2℃	1801.9mm	65%	2002.0時間	3.5m/s								
地象		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲が位置する神奈川県東部の丘陵、台地の地域は、北には標高70～90メートルの多摩丘陵、標高40～50メートルの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いている。 神奈川県東部の地質は、三浦半島の中央に約1,500万年前に堆積した葉山層群が、北西－南東の方向に狭い帯状に分布している。 対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック」に記載されている地形・地質が2箇所存在する。 対象事業実施区域及びその周囲には、文化財保護法に規定する地形、地質に係る天然記念物は存在しない。 対象事業実施区域及びその周囲には、国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域は存在しない。 対象事業実施区域及びその周囲には、鉱山は存在しない。 										
水象		<ul style="list-style-type: none"> 多摩川は、山梨県北東部の笠取山を水源とし、奥多摩湖で数多くの支川を集めて、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる。 鶴見川は、東京都町田市丘陵地帯を水源とし、支川を集めながら横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。 川崎市では、「工業用水法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の規定に基づいて、地下水の採取許可、採取量の報告等を義務づけている。 川崎市では約2,709万m³の地下水を取水している。 対象事業実施区域及びその周囲には湧水が7箇所、温泉地が2箇所存在する。 										
植物、動物	植物	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の植生は、「市街地」の中に「クヌギ・コナラ群集」や「畑地雑草群落」が散在する。 対象事業実施区域及びその周囲には、天然記念物が3件存在する。また、巨樹・巨木林は21箇所、特定植物群落は6箇所存在する。 										
	藻場・干潟・湿地	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、藻場・干潟は存在しない。また、ラムサール条約及び環境省の日本の重要湿地500で指定されている湿地は存在しない。 										
	動物	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県内には自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定されている地域はない。 対象事業実施区域及びその周囲では、鳥獣保護区5箇所が指定されている。 対象事業実施区域を含むメッシュで生息情報が確認された哺乳類のうち、重要な哺乳類はキツネである。 対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類のうち、重要な鳥類はブッポウソウ、ミゾゴイ、タマシギ、ヨシゴイ、ハイタカ等である。 対象事業実施区域及びその周囲では、重要な両生類・爬虫類は報告されていない。 対象事業実施区域及びその周囲で確認された昆虫類のうち、重要な昆虫類はオオムラサキ、チョウトンボ、オツネトンボ等である。 対象事業実施区域及びその周囲では、重要な魚類は報告されていない。 										
	生態系	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市の市街地を中心とする地域は、平坦な地形に市街地が広範囲に分布し、自然環境は比較的少なく、都市の生態系が成立しており、この地域に生育する植物種の種数は少なく、人為的環境に適応した種、植栽種、外来種が占める割合が多くなっている。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、ネズミ類、モグラ類等の小型哺乳類、スズメ、ムクドリ等の鳥類、アブラゼミ、モンシロチョウ等の昆虫類が考えられる。また、これらを餌とする生態系の上位性の種として、タヌキ等の中型哺乳類、ハシブトガラス等の鳥類、ツミ等の小型猛禽類の生息が考えられる。 										

⁽³⁾ 「対象事業実施区域及びその周囲」：図面（5万分の1）の範囲内で、方法書に記載した対象事業実施区域に掛かる関係市区が表示されている範囲。

3-1-2 社会的状況

項目	概況
人口、産業	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域を含む周辺市区の平成12年から平成24年までの12年間の人口推移は、すべての区で増加傾向を示している。 川崎市では、就業人口の大半が第3次産業に従事している。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市では宅地が50%以上を占めている。 川崎市の各種法令等に基づく土地利用の指定内容は「都市計画法」に基づく都市計画区域と用途地域、「国土利用計画法」に基づく5地域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域、「森林法」に基づく保安林、及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区である。
交通、運輸	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲を通過する主要な道路は、東名高速道路、一般国道246号、一般国道466号（第三京浜道路）などがある。 対象事業実施区域及びその周囲において、11路線の鉄道が営業している。 対象事業実施区域において、5事業者のバス路線が営業している。
公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域には、学校等が190箇所、医療・福祉施設等が149箇所が存在する。また、対象事業実施区域を含む周辺市区には、都市公園が919箇所存在する。 対象事業実施区域には、文化財保護法等による文化財が12箇所存在する。また、川崎市における埋蔵文化財包蔵地は609箇所存在する。

3-1-3 その他の状況

項目	概況
公害等	<p>大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の過去5年間の二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の測定結果は、全測定局で環境基準の長期的評価を満たしている。 対象事業実施区域及びその周囲の過去5年間の二酸化窒素の測定結果は、一般環境大気測定局では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、自動車排出ガス測定局では一部の測定局で長期的評価を満たしていない。 対象事業実施区域及びその周囲の過去5年間の光化学オキシダントの測定結果は、全測定局において環境基準を満たしていない。 対象事業実施区域及びその周囲の微小粒子状物質は、一般局及び自排局の一部において平成22年度以降測定が始まっているが、一般局の1地点を除き、環境基準を満たしていない。 対象事業実施区域及びその周囲の有害大気汚染物質（環境基準が定められるベンゼン等4物質及び環境省指針値が定められている8物質）の測定結果は、全地点で基準値を満たしている。 対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類大気環境測定結果は、全地点で環境基準を満たしている。 対象事業実施区域及びその周囲の降下ばいじんの測定結果は2~4t/km²/月程度となっている。なお、降下ばいじんについては国等が定める基準等はない。 <p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音（6地点）の測定結果は、2地点で昼夜共に環境基準を満たしているが、その他は環境基準を満たしていない。 対象事業実施区域及びその周囲の新幹線鉄道騒音（4地点）の測定結果は、環境基準を満たしている。 対象事業実施区域は、騒音規制法に基づく指定地域に該当する。 <p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動の測定結果（2地点）は、全地点で要請限度を下回っている。 対象事業実施区域及びその周囲の新幹線鉄道振動（1地点）の測定結果は、指針値を満たしている。 対象事業実施区域は、振動規制法に基づく指定地域に該当する。 <p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭の測定地点は存在しない。 川崎市は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、敷地境界線上、排出口及び排水における規制基準が設定されている。 川崎市の条例に基づき、悪臭に関する規制基準が設定されている。 <p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域水質測定結果は、生活環境の保全に関する項目は、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質（SS）は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全ての地点で環境基準を満たしている。

		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域を含む周辺市区の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの達成率が川崎市高津区で88.9%、テトラクロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市宮前区で91.7%となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。また、ダイオキシン類地下水の調査結果は、全地点で環境基準を満たしている。
	水底の底質	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、水底の底質の調査地点は存在しない。
	土壌、地盤	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域7区域が指定されている。 対象事業実施区域及びその周囲には、川崎市の条例に基づき公表されている汚染土壌の区域10区域が存在する。 土壌対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壌環境の調査結果は、全地点で環境基準を満たしている。 川崎市の地盤沈下量は、平成23年は平成22年に比べて、2cm以上、3cm以上の沈下水準点数が大幅に増加している。
その他	景観	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、自然景観資源は存在しない。 対象事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点が11地点存在する。
	人と自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、特別緑地保全地区が66地区指定されている。
	風致地区等の指定	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、川崎市中原区の「多摩川」が指定されている。
	漁業権の設定	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲には、内水面漁業権1件が設定されている。
	下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市の下水道の人口普及率は99.3%である。
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市の一般廃棄物搬入の状況は、可燃ごみ、不燃ごみの分別がなく、混合ごみが総収集量の88.3%を占めている。 川崎市の一般廃棄物の処理状況は、焼却処理の割合が90.7%を占め、最も多くの処理方法となっている。 川崎市のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、し尿及び浄化槽汚泥ともに全てが下水道処理である。
	温室効果ガスの排出量	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県内の温室効果ガスの排出量は、2010年度が24,309千t-CO₂であり、基準年度と比較して16.8%減となっている。

3-2 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性

3-2-1 立地特性

対象事業実施区域は、中原区の都県境から高津区、宮前区、多摩区を経て麻生区の都県境に至り、川崎市の内陸部から丘陵部に位置する。川崎市沿岸部や東京都心部へも近いことから近郊・郊外の住宅地として人口も多い地域である。

3-2-2 環境の特性

前述の「法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況」を踏まえた環境影響評価項目に係る環境の特性は、以下のとおりである。

■大気

対象事業実施区域及びその周囲における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、過去5年間、一般環境大気測定局では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、二酸化窒素は、自動車排出ガス測定局では一部の地点で長期的評価を満たしていない。

■水

対象事業実施区域及びその周囲には、水道事業として浅井戸の利用や「代表的な湧水」が5箇所、温泉地が2箇所あるなど、地下水利用が見られる。

対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域では、生活環境の保全に関する項目は、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質（SS）は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全ての地点で環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲の地下水水質測定結果は、全ての地点で環境基準を満たしている。また、ダイオキシン類地下水調査結果は全ての地点で環境基準を満たしている。

■土

対象事業実施区域及びその周囲は、葉山層群（主に泥岩と砂岩からなる）、三浦層群、上総層群等の地層が分布し、その上を厚く関東ローム層が覆っている。

対象事業実施区域及びその周囲には指定区域（形質変更時要届出区域）が7箇所ある。

また、対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壌環境調査結果は、全ての地点で環境基準を満たしている。

■生物

対象事業実施区域及びその周囲の植生は、「市街地」の中に「クヌギーコナラ群集」や「畑地雑草群落」が散在し、国登録1件、県指定2件の天然記念物、21の巨樹・巨木林、6の特定植物群落が存在する。

■緑

対象事業実施区域には、等々力緑地、生田緑地等の比較的まとまった都市緑地が存在する。

■騒音・振動・低周波音

対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音に関する測定結果は、昼夜共に環境基準を満たしていたのは2地点で、その他は環境基準を満たしていない状況にある。また、対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果は、全ての地点において要請限度を下回っている状況にある。

■廃棄物等

川崎市では一般廃棄物は88.3%が混合ごみとして搬入され、90.7%が焼却処理されている。

■構造物の影響

対象事業実施区域は、川崎市沿岸部や東京都心部へも近いことから近郊・郊外の住宅地として人口も多く、住宅のみならず教育施設、病院等も多く立地している。

■地域社会・安全

対象事業実施区域及びその周囲には、東名高速道路や一般国道246号、409号、466号（第三京浜道路）、その他の県道など、幹線道路が多く走っている。

■温室効果ガス

対象事業実施区域及びその周囲には、約11万台/日の交通が流れる東名高速道路や7.4万台/日の一般国道466号（第三京浜道路）をはじめ幹線道路が走っており、二酸化炭素の地域における主要な発生源となっている。

川崎市の温室効果ガス排出量は、2010年度が24,309千t-CO₂であり、基準年度と比較して16.8%減となっている。